

広陵町による本市内への収集し尿及び浄化槽汚泥の中継基地への搬入に係る
早期改善を求める意見書

令和7年9月定例会において審議した奈良県葛城地区清掃事務組合規約の変更は、様々な疑念や懸念事項があり、全会一致で否決となりました。このことから、この際運搬業務全般をもう一度精査することが必要であると考えます。

広陵町においては、収集し尿及び浄化槽汚泥の中継基地を町内に有していないことから、昭和57年4月、奈良県葛城地区清掃事務組合と本市内の各2業者との収集し尿等の中継基地として使用する「土地賃貸借契約」が交わされ、その後、当該契約については令和2年度より各市町がそれぞれ直接、事業者と契約することとなりましたが、現在に至るまで広陵町のし尿及び浄化槽汚泥が、本市内の中継基地へ搬入されている状況に変更はありません。

令和元年9月27日付の大和高田市内の収集し尿及び浄化槽汚泥の中継基地への搬入についてでは、広陵町長より広陵町内での収集し尿等の中継基地の設置に向け、銳意努力する所存であり、それまでの間大変ご迷惑をおかけしますが、引き続き大和高田市への搬入をさせていただきたいとありますが、一向に進んでいない状況であります。

以上のことから、本市より広陵町に対し、広陵町内での収集し尿及び浄化槽汚泥の中継基地の早急な設置を期限を明記して求めることが要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年12月12日

大和高田市議会